



《税務の知識》税制支援ハンドブックのすすめ

皆さんは「税制支援ハンドブック」をご存じですか。東日本大震災の被害にあわれた方に税制の支援措置をお知らせする内容の政府発行の冊子です。昨年度から発行されてきましたが、5月にリニューアルされました。

平成24年税制改正の内容も新たに加わっていますので一部を紹介します。

1. 事業用設備についての臨時償却や税額控除

避難解除区域内で、特定の事業者が取得などをして事業用設備を取得して使用すると、所得税・法人税について、特別償却と税額控除のどちらかを選択することができます。

＜共通＞ 対象：避難等指示が解除された日から5年以内

＜税額控除＞ 事業所得に係る税額の20%が限度
超過額については4年間の繰越が可

◆特別償却

対象資産	償却率
機械装置	100%
建物・構築物	25%

⇕ 選択

◆税額控除 ※事業所得に係る税額の20%まで

対象資産	控除率
機械装置	15%
建物・構築物	8%

2. 給与などの20%を税額控除

特定の事業者が避難解除区域内の事業所で避難対象者となった方を雇用すると、法人税・所得税について、支給額の20%を税額控除できます。

対象：福島県知事の確認を受けた日から5年間

限度：事業所得に係る税額の20%

税額控除	← 避難対象雇用者に対する 給与などの支給額 ×20%

3. 「純損失」を5年間繰越控除

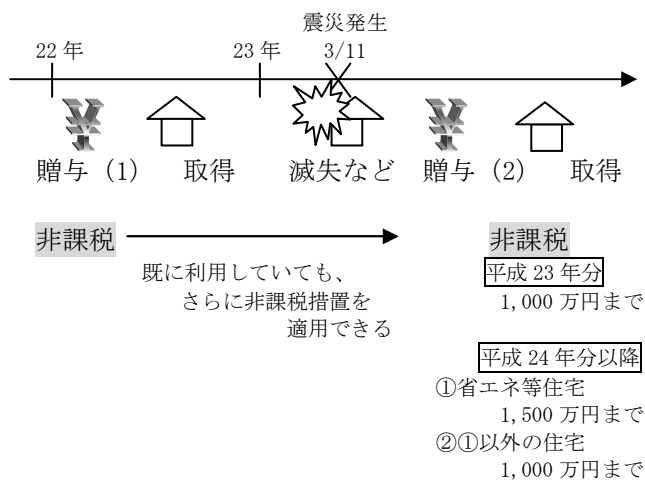
棚卸資産、事業用資産などについて被災した方は、平成23年の純損失の金額のうち、被災事業用資産の損失金額の純損失金額等について、繰越期間が3年から5年に延長されています。

4. 住宅取得等資金の贈与についての非課税措置

住宅などが被災した方が受贈した住宅取得等資金で住宅を新築、取得などとすると、既に非課税措置を利用していても、下記のとおり、非課税となります。

- ・平成23年分の場合 1,000万円まで
- ・平成24年分以降の場合（受贈した方ごと）

一定の省エネまたは耐震基準を満たす住宅 1,500万円まで
上記以外の住宅 1,000万円まで



5. 所得税の予定納税額を減額

税務署から予定納税額を通知された方で、大震災で事業用設備や住宅・家財などが損害を受け、平成24年6月30日または10月31日時点での申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれると予定納税額の減額を申請できます。

6. 終わりに

今回紹介した復興支援策の他にも申告などの延長・猶予、税の減額・免除・還付について、わかりやすくまとめられていました。この冊子は岩手県、宮城県、福島県の仮設住宅や自治体、3県のコンビニなどで配布されていますが、首相官邸HPでも見られます。

(担当：島村)